# ウォーターイノベーション共創支援事業

仕様書(案)

令和7年3月

静岡県企業局

## 第1章 総則

## 第1節 業務目的

静岡県企業局においては、これまで若手職員を主体としたタスクフォースによる、企業局の抱える課題解決に向けた取組に加え、スタートアップ等の民間企業のもつ技術やノウハウを利用して、業務の効率化やコスト削減等を目指すこととしており、本業務においては企業局と民間企業との共創に必要な支援を行うことを目的とする。

## 第2節 業務名称

ウォーターイノベーション共創支援業務委託

## 第3節 業務委託の期間

委託契約締結日から令和8年3月19日(木)まで

## 第4節 適用範囲

本仕様書は「ウォーターイノベーション共創支援事業委託」に適用するもので、受託者は、この仕様書に明記なき事項であっても目的の遂行上必要と思われることについては、委託者と協議する中で行うものとする。

## 第5節 業務の概要

本業務については、次のとおりとする。なお、各業務の詳細については、第2章以降を参照の こと。

1 ウォーターイノベーション共創支援業務

## 第6節 提出書類等

受託者は、次の関係書類を遅滞なく提出するものとする。

## 1 業務着手時

- (1)業務着手届
- (2)業務実施計画書
- (3)業務工程表
- (4) 再委託に関する協議依頼書(必要に応じて)

## 2 業務完了時

- (1)業務完了報告書
- (2)業務打合せ記録
- (3) 業務に関する資料、データ (CD-ROM 等)

## (4) その他県が指示したもの

## 第7節 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、関連する諸法令等及び条例等を遵守しなければならない。

## 第8節 著作権等の知的財産権の取り扱い

- 1 受託者が作成した本契約の成果物に関する所有権及び著作権は、作成した時をもって受託者から県に無償で移転し、県に帰属する。(ただし、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有するものの知的財産権等は、受託者または当該第三者に留保されるものとする)
- 2 成果物に関し、第三者から知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等)並びに肖像権及びパブリシティ権等の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第9節 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務の遂行によって知り得た事項等を、第三者に漏らしてはならない。また、常 にコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

#### 第10節 再委託の制限

- 1 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(称号又は名称)、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

## 第11節 検査

- 1 受託者は、本業務遂行後、所定の手続きを経て委託者の検査を受けなければならない。
- 2 本業務は、委託者の検査合格をもって完了とする。

## 第12節 委託料の請求

受託者は、本事業が終了したときは「業務完了報告書」を直ちに委託者へ提出し、確認を受けた後、請求書を提出することができる。

## 第13節 疑義の解決

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、委託者と受託者で十分な協議を行い解決するものとする。

## 第14節 その他

1 本業務に関して、第2章に定める業務のほか、更に必要な業務等がある場合は、幅広く提

案し、県との協議の上実施すること。

- 2 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受ける こと。
- 3 本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデント を想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- 4 委託者が必要と認めたときは、本業務の変更若しくは停止を命令することができる。この 場合の変更等に伴う契約金額及び委託期間の変更等については、委託者と受託者が協議の 上、決定するものとする。

## 第2章 ウォーターイノベーション共創支援業務委託

## 第1節 業務の目的

企業局の抱える課題に対応できる技術やアイデアを持つスタートアップ等の民間企業(以下、「スタートアップ等」という)からの提案を募り、具体的な事業化に向けた支援を行う。

## 第2節 業務の内容

- 1 スタートアップ等の募集
  - (1) 各種要領の作成
    - ・募集要領、様式(申込書、事業計画書等)の作成
  - (2) 募集
    - ・本事業に参加する可能性のある有望なスタートアップ等の探索
    - ・課題の整理と選定及び募集説明用資料の作成支援
    - ・募集説明会(企業局によるプレゼンテーション(3テーマ))の開催 (説明会の企画、準備、当日運営などの支援)
    - ・募集受付後の処理や応募者との調整
  - (3) 選考審査の実施支援
    - ・応募企業の説明会 (プレゼンテーション) の開催
    - ・書類審査及びヒアリングの実施
    - ・上記を踏まえスタートアップ等を選定(1テーマあたり1社)
- 2 事業プランの作成支援

テーマごとに選定されたスタートアップ等による事業プランの作成支援

- 3 実証実験の実施
  - (1) 実証実験の支援・進捗管理
    - ・事業プランに基づきスタートアップ等が実施する実証実験に係る計画の策定支援
    - ・実証実験の進捗状況の把握と適切なサポートの実施
    - ・実証実験の進捗状況と支援内容についての県への定期的な報告
  - (2) 経費管理
    - ・事業プランに基づく実証実験を、スタートアップ等への再委託により実施。(実証 実験に要する経費(以下、「実証経費」という。)の精算を行う。)
    - ・実証経費の支払。(スタートアップ等が実施する実証実験に対し1社あたり1,800 千円(税抜)を上限に本業務委託費から実証経費を支払う。)
- 4 事業プランの発表

企業局職員及び県内水道事業者を対象とした事業プラン発表会の開催

## 5 報告書の作成

スタートアップ等の事業プランと実証実験の結果をまとめた報告書の作成